

特集Ⅲ iDeCo+ Q&A ～DCプランナーの疑問に対する 国民年金基金連合会から回答～

2020年10月からiDeCo+（イデコプラス・中小事業主掛金納付制度）の従業員要件が300人以下に拡大されました。これにより、当制度がより普及していくことが期待されます。今回は、日々、iDeCo+等に関わって活動しているDCプランナーが感じた疑問に対して、国民年金基金連合会に回答を頂き、当制度に対する理解度を高めていきたいと思えます。なお、当制度に関するFAQは、iDeCo公式ホームページ（iDeCo+について | 個人型確定拠出年金iDeCo【公式】(ideco-koushiki.jp)）をご参照願います。

Q：DCTA・iDeCo+普及推進研究会

A：国民年金基金連合会

Q1. 申込から加入までどれくらいの期間がかかりますか。

A1. iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者になるには、本人が任意の運営管理機関に加入申出後、不備なく処理した場合で約1～2ヶ月を要します（申出日によって、初回引落しが2ヶ月分となる場合があります）。

Q2. iDeCo+を導入すると、将来的に企業型確定拠出年金（企業型DC）へ移行しようとする場合、手続きが面倒になるというようなことはありませんか。

A2. 企業型DCを導入する場合は、iDeCo+の制度を終了することが必要となります。また、企業型DCとiDeCo+との同時加入を規約で認めない場合は、各々のiDeCo加入者が、加入者資格喪失届を運営管理機関に提出する手続きが必要です。

Q3. 「導入時」「導入後」ともに、いくつもの事務手続きが発生しますが、手続き漏れを防ぐため、「チェックリスト」のようなものはありますか。

A3. 導入時・導入後の各種事務手続きの詳細については、「iDeCo公式サイト」に掲載の「iDeCo+の概要（詳細）」に記載しています。また、制度開始・終了・変更等の各手続きごとに必要な書類は、連合会あて届書提出時に添付していただく「送付状」に、一覧を記載しています。

Q4. 事業主の上乗せ掛金、加入者掛金の引落しのタイミングを教えてください。

A4. 中小事業主掛金は、加入者掛金を納付する月と同じ月に納付します。1ヶ月の掛金として、中小事業主掛金と加入者掛金の合算額が、事業主の口座から引落（事業主払込）されます。中小事業主掛金のみを拠出することはできません。なお、引落日は各月の26日で、金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

Q5. iDeCo事務手数料分も事業主で負担（掛金に上乗せ）したいが、この手数料分も損金計上できますか。

A5. 各種事務手数料は、月々の掛金（加入者掛金+中小事業主掛金）から収受します。したがって、中小事業主掛金に事務手数料相当額を加えて届出し拠出すれば、「事業主掛金」として損金計上できます。

Q6. 外国籍、海外居住の日本人はiDeCoに加入できますか。

A6. 外国籍の方であっても、国民年金の第1号、2号、3号被保険者であれば加入できます。また、海外居住の方は、同第2号・3号被保険者は加入できます。

Q7. iDeCoの最低掛金は5,000円となっていますが、iDeCo+では従業員掛金は1,000円にすることも可能とのことですが。元々5,000円で加入していた従業員は、iDeCo+導入によって、どのように掛金変更を行うのでしょうか。

A7. 加入者掛金額を月額1,000円とする場合、中小事業主掛金を月額4,000円以上とし、合計掛金額を月額5,000円以上2万3,000円以下とする必要があります。

Q8. 会社側の拠出金額は定額とのことですが、一定の職種や一定の勤続期間ごとに掛金の額を決定する場合、細かく区分しても差し支えないのでしょうか。

A8. 区分は任意ですが、対象者の区分が変わる都度、事業主が掛金額変更届を提出しなければならないことを考えると、極端な細分化は事業主の管理負荷の増加となります。

Q9. iDeCoに加入していますが、掛金は会社からの給与天引きとしておらず、個人口座で引落ししています。この場合、iDeCo+の導入によって、従業員側で何か手続きをする必要はありますか。

A9. iDeCo+は、掛金納付方法を「事業主払込」とすることが必須条件です。「個人払込」で掛金納付している加入者は、iDeCo+開始までに「加入者掛金納付方法変更届」を運営管理機関に提出し事業主払込に変更することが必要になります。

Q10. すでにiDeCoに加入し、掛金5,000円を事業主払込で拠出している従業員が、「加入者掛金4,000円、中小事業主掛金1,000円」でiDeCo+を開始するに際しては、中小事業主掛金1,000円の届出と、加入者掛金5,000円⇒4,000円の掛金額変更の届出が必要ですが、もし事業主の届出が遅延した場合、加入者掛金5,000円⇒4,000円の変更届はどのような取扱いとなりますか。

A10. 加入者掛金を4,000円以下に変更する届出があった場合、該当の事業所がiDeCo+を実施しているかを国民年金基金連合会において確認します。

該当の事業所がiDeCo+実施先の場合は、事業主からの届出があるまで加入者掛金額の変更を保留し、事業主からの届出と合わせて処理します。

該当の事業所がiDeCo+実施の登録がない場合は、掛金額変更届を運営管理機関へ返却します。

Q11. すでにiDeCoに加入している従業員（掛金の納付は事業主払込）がiDeCo+の拠出対象となる場合、中小事業主掛金と合算した際に上限の2万3,000円を超過した場合は、自動的に従業員の掛金分が減額されるのでしょうか。

A11. 従業員の加入者掛金額が自動減額されます。

Q12. 従業員から、しばらくの間、掛金拠出を中断し、運用のみを続けたいとの希望があった。この場合の事業主側はどのような手続きが必要になりますか。

A12. 中小事業主掛金と加入者掛金の両方の拠出を中断したい場合は、加入者は運営管理機関に対して「加入者資格喪失届」を提出して運用指図者になるとともに、中小事業主は連合会に対して「中小事業主掛金額変更・削除届」等を提出して、対象者を削除する必要があります。中小事業主掛金のみを拠出することはできません。

Q13. 導入後、事業主が毎年定期的に行わなければならない事務手続きは何ですか。

A13. iDeCo+制度の適用条件を満たしているかを確認するため、毎年1回、7月頃に事業主あてに「中小事業主の資格に関する現況について（現況届）」を送付しますので、その時点での従業員数等を回答していただく必要があります。

Q14. iDeCo+を導入する（した）場合、投資教育はどのように考えたら良いですか。

A14. 企業型DCと異なり、投資教育に関して、事業主に義務はありません。しかしながら、iDeCoは個々の加入者が自己責任により運用し、その運用結果によって給付額が決定されます。iDeCoを含む年金制度への関心を高め、資産運用に関する基本的な知識習得の機会を提供すること等は有効と考えられます。